

リウマチ対策作業班開催要項（案）

（目的）

第1条 リウマチ対策作業班（以下「作業班」という。）は、厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会（以下「委員会」という。）が参集を求めるリウマチ対策の有識者により、厚生労働省におけるリウマチ対策について専門的な検討を行うことを目的として開催する。

（検討事項）

第2条 作業班は、リウマチ対策を総合的・体系的に実施するため、これまでのリウマチ対策の評価を行うとともに、今後のリウマチ対策の方向性及び具体的方策を整理し、委員会に報告する。

（作業班の構成）

第3条 作業班に参集を求める有識者は15名以内で構成し、リウマチ対策に精通した学識を有するものとする。

（班長の指名）

第4条 作業班に班長を置く。班長は、作業班班員の中から互選により選出する。

（会議の公開）

第5条 作業班の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、班長は、会議を非公開とすることができる。

2 班長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第6条 作業班における議事に関して次の事項を議事録として記録するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した作業班班員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他の個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合は、班長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、班長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

（作業班の庶務）

第7条 作業班の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において総括し、及び処理する。

（雑則）

第8条 この開催要項に定めるほか、作業班の運営に関し必要な事項は、班長が定める。